

事業名	精神障害者保護対策費	財務コード (事業)	091706
-----	------------	---------------	--------

細事業名	精神保健福祉手帳交付事業費
------	---------------

担当部課室	福祉保健 部 障害福祉 課 心の健康 担当 (内線)	3222
-------	----------------------------	------

事業の概要

実施期間	始期 ^{H7} 年度 ~ 終期 ^{H18} 年度
------	--

実施主体	県(直営)
------	-------

事業の目的	誰(何)を対象に	その対象をどのような状態にして	結果、何に結びつけるのか
	一定の精神障害の状態にある者 継続的な外来精神医療を要する者	遅滞なく手帳等の交付を受けることにより、必要な障害福祉サービスを受けることができる。	精神障害者等の地域での自立と社会参加

事業の内容 主に 24年度	精神保健福祉手帳審査及び交付事務 自立支援医療(精神通院医療)受給者証審査及び交付事務 毎月3回、審査会を開催し、申請があった者の精神保健福祉手帳及び自立支援医療の判定・認定業務を行ない、精神保健福祉手帳や自立支援医療受給者証の交付を行っている。 平成19年度から事務の迅速化を目的に、審査会事務及び発行事務が本庁から精神保健福祉センターに業務移管された。
---------------------	---

根拠法令等	精神保健福祉法四十五条、障害者総合支援法第五十二条一項、精神保健福祉手帳制度要領について(平成7年九月十二日 厚生省保健医療局長通知)
-------	---

事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と目標の実現度	23年度		24年度		25年度	26年度	事業目標の考え方
	実績値	目標値	実績値	目標値	見込値	目標値	
活動指標	<交付件数> 手帳 自立支援医療	3,013件 8,925件	3,013件 8,925件	3,110件 9,254件	3,110件 9,254件	3,110件 9,254件	目標設定の考え方 前年度の実績数値を基に設定
	活動指標達成率 (実績値/目標値)			%			データの出典等 精神保健福祉手帳交付件数及び自立支援医療受給者証発行件数(再交付、変更交付含む)
成果指標	手帳等交付までの平均処理日数(市町村進達日から市町村への発送までの期間)	約46日 2年に1回の診断書の提出する年となり、処理日数がかかる。	約30日	約34日	約45日 2年に1回の診断書の提出する年となり、処理日数がかかる。	約30日	目標設定の考え方 必要な障害福祉サービスを受けられるよう迅速に交付決定を行う。
	成果指標達成率 (実績値/目標値)			88.2 %			データの出典等 精神保健福祉手帳制度実施要領
決算額、予算額 (千円)	うち一財額	4,585		4,578	4,640	4,737	成果指標によらない成果
所要時間(直接分)	4,014 時間		4,356 時間		4,739 時間	4,739 時間	
所要時間(間接分)	0 時間		0 時間		0 時間	0 時間	
所要時間計	4,014 時間		4,356 時間		4,739 時間	4,739 時間	
人件費コスト 単位:千円 (@2,050円×所要時間)	8,229		8,930		9,715	9,715	

これまでの事業の見直し・改善状況

処理日数を減らすために、手帳等事務担当者を増やす努力をした。

活動量と成果の判断(平成24年度の業績評価)

(1) 事業は予定された活動量を上げているか。(「活動指標の達成率」等から、事業の活動量を判断)

数値判定 H24年度 活動指標 達成率	活動量に係る 一次評価	活動量に係る一次評価の考え方 数値判定と一次評価とが異なる場合等に記入すること 手帳、自立支援医療ともに交付件数はそれぞれ3,110件、9,254件と予定どおりの活動量がある。
	b	

a: 予定を超えた活動量がある(120%以上)。 b: 予定どおりの活動量がある(80%以上120%未満)。 c: 予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)。 d: 予定した活動量に著しく足りない(40%未満)。

(2) 事業は意図した成果を上げているか。(「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)

数値判定 H24年度 成果指標 達成率	成果に係る 一次評価	成果に係る一次評価の考え方 必ず記入すること 手帳等の交付までの平均処理日数は達成率88.2%と概ね達成できている。多くの申請者が遅滞なく手帳等の交付を受け、各種の障害福祉サービスを利用し、地域での自立と社会参加が可能となっていることから、意図した成果はほぼ上げている。
b	b	

a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上)。 b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満)。 c: 意図した成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満)。 d: 意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)。

見直しの必要性(平成26年度に向けた改善等の考え方)

一次評価(担当部評価結果)

見直しの必要性	説 明	以外の 判断項目
有	意図した成果は上げているものの、精神保健福祉手帳と自立支援医療受給者証の発行数が増加し続けている状況の中、処理人員を当初の2名から3名に増員した現在でも処理が追いついていない。事務処理方法の合理化も限界に達している状況から手帳発行事務が集中する時期(更新時期)に短期臨時職員を採用するなどセンター全体の業務分掌を見直すなどの検討を行い、職員一人当たりの負担を軽減させる。	m

・「以外の判断項目」の欄
必要性(a.目的の達成 b.新たな課題への対応 c.対象の変化 d.ニーズの変化 e.法律・制度の改正) 官or民(f.民間等実施) 官の役割分担
(g.市町村等へ移管) 効率性(h.外部委託 i.経費節減 j.類似事業と統合・連携 k.所要時間の縮減 l.プロセスの改善) m.その他

二次評価(担当部局再評価結果) 行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価

見直しの必要性	説 明	以外の 判断項目
/	/	/

・「以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする。

見直しの方向(平成26年度当初予算等での対応状況)

見直しの方向	具体的な実施計画等
実施方法等の変更	事務処理方法の合理化も限界に達している状況から手帳発行事務が集中する時期(更新時期)に短期臨時職員を採用するなどセンター全体の業務分掌を見直し、職員一人当たりの負担を軽減させる。

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること。なお、見直しがない場合は、「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること。